



大阪労働局発表
平成26年5月29日

担	大阪労働局労働基準部安全課
当	電 話 06-6949-6496

建設現場で死亡災害急増！

建設現場の死亡災害に歯止めをかけるため、 局長パトロールを実施

大阪労働局長（中沖 剛）は、死亡災害が増加している建設業界へ警鐘を鳴らすとともに、府内における死亡災害の撲滅を目指して、安全衛生パトロールを行う。

日時：平成26年6月6日（金）14：00～

場所：『立命館大学 大阪茨木キャンパス整備事業』
（大阪府茨木市岩倉町1-1）

- 大阪府内の建設業で発生している平成26年の労働災害による死亡者数は8人で、昨年同期の2人に比べ大幅に増加しています。（5月20日現在）
こうした憂慮すべき事態を踏まえ、建設現場の死亡災害の大幅な増加に歯止めをかけるため、大阪労働局長自らが建設現場パトロールを行います。
（別添実施要領及び資料1～4を参照）
- 今年度から、大阪労働局では、墜落・転落災害防止対策として、安全带使用の重要性を認識いただくとともに、高所作業のみならず、墜落・転落のおそれのある箇所での使用を徹底させるため、「命綱GO活動」を「ゼロ災・大阪『安全見える化運動』」の一環として展開し、安全带の使用促進を図ってまいります。
（別添「命綱GO活動」リーフレットを参照）
- 昨年の熱中症による労働災害発生件数は、全産業で25件、一昨年の29件から4件の減少となり、死亡災害の発生もありませんでした。しかし、建設業では、昨年の8件から1件の増加となりました。パトロール当日は、墜落・転落災害防止対策と併せ、WBGT値の活用等の熱中症予防対策についても周知・啓発を行うこととしており、早い段階からの取組を促すこととしております。（資料5～6を参照）

建設現場死亡災害撲滅 大阪労働局長パトロール実施要領

- 1 日 時 平成26年6月6日（金）14:00～16:00
- 2 実施場所 大阪府茨木市岩倉町1番1、1番2、奈良町100番1
- 3 工事名 立命館大学大阪茨木新キャンパス整備事業
- 4 発注者 学校法人 立命館
- 5 施工 株式会社 竹中工務店 大阪本店
- 6 現場事務所 大阪府茨木市岩倉町2番1
- 7 工事概要 学舎建設工事並びに市街地整備施設建設工事
建築面積 28,881.85㎡（A工区 21,037.55㎡／B工区 7,844.30㎡）
構造・規模 A工区 S造、SRC造 地上9階／B工区 S造、SRC造 地上5階
工 期 平成25年7月1日～平成27年2月28日
- 8 タイムスケジュール
13:50 現場事務所集合（現場事務所 1階 大会議室）
14:00 開 会
大阪労働局長挨拶
総括作業所長挨拶
工事概要等説明
14:40 安全パトロール開始
15:40 安全パトロール終了
大阪労働局安全課長講評（場所：現場事務所 1階 大会議室）
16:00 解 散

《取材》

報道関係者からの取材を受け付けます。

取材される方は、当日13時50分までに現場事務所1階会議室にお越し下さい。

ご来場時はNo.2ゲートより入場して下さい（別紙地図参照）。なお、駐車スペースが限られておりますので、お車での来場は各社1台でお願いいたします。

取材に当たっては、歩きやすい靴・服装にご留意下さるとともに現場担当者の指示に従って下さるようお願いいたします。

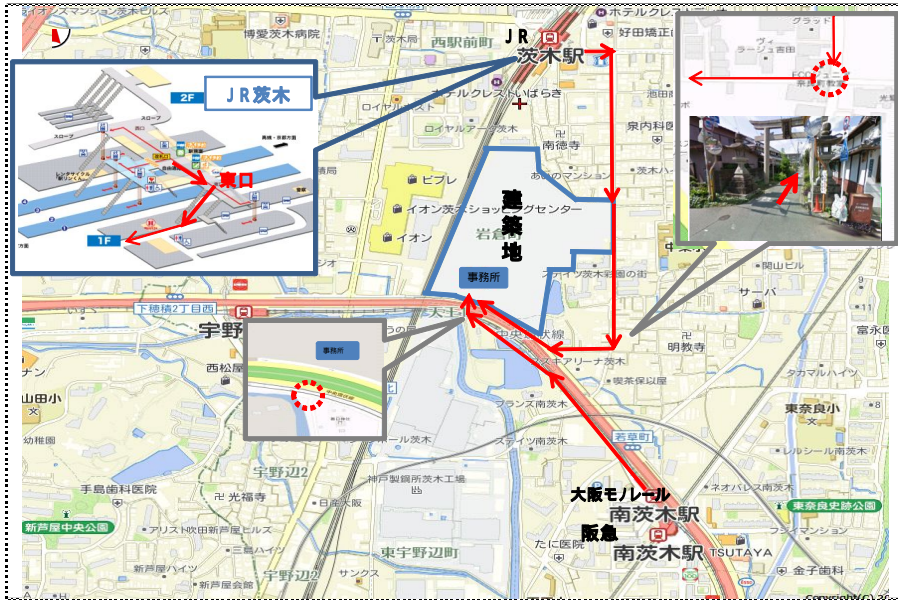
なお、ヘルメットは現場で用意しております。

(別紙) 作業所案内図

作業所：〒567-0871 大阪府茨木市岩倉町2-1 (事務担当：上田、今山)

(電話) 072-624-8752 (FAX) 072-624-8758

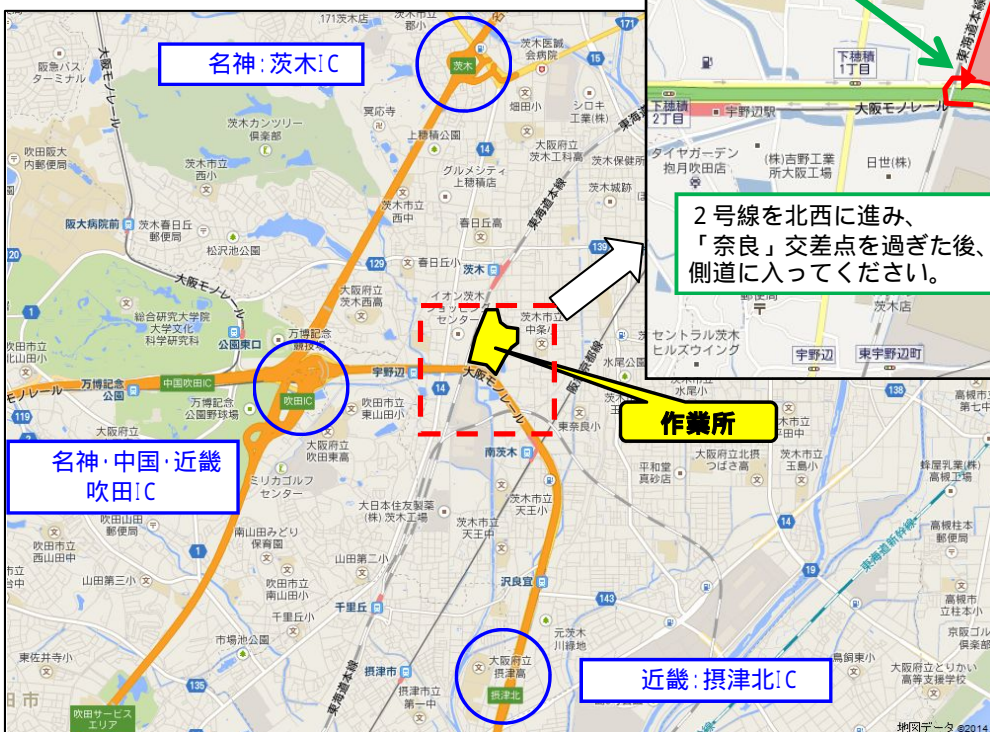
1. 電車でお越しの場合



JR 茨木駅から徒歩 15 分

阪急南茨木駅から徒歩 12 分

2. 車でお越しの場合



(注) カーナビでは作業所住所を登録してもゲートまで正しくご案内できません。

作業所付近では上記案内図をご確認下さい。

平成26年 死亡災害発生の概要（建設業）

平成26年5月27日現在（速報）
大阪労働局 労働基準部 安全課

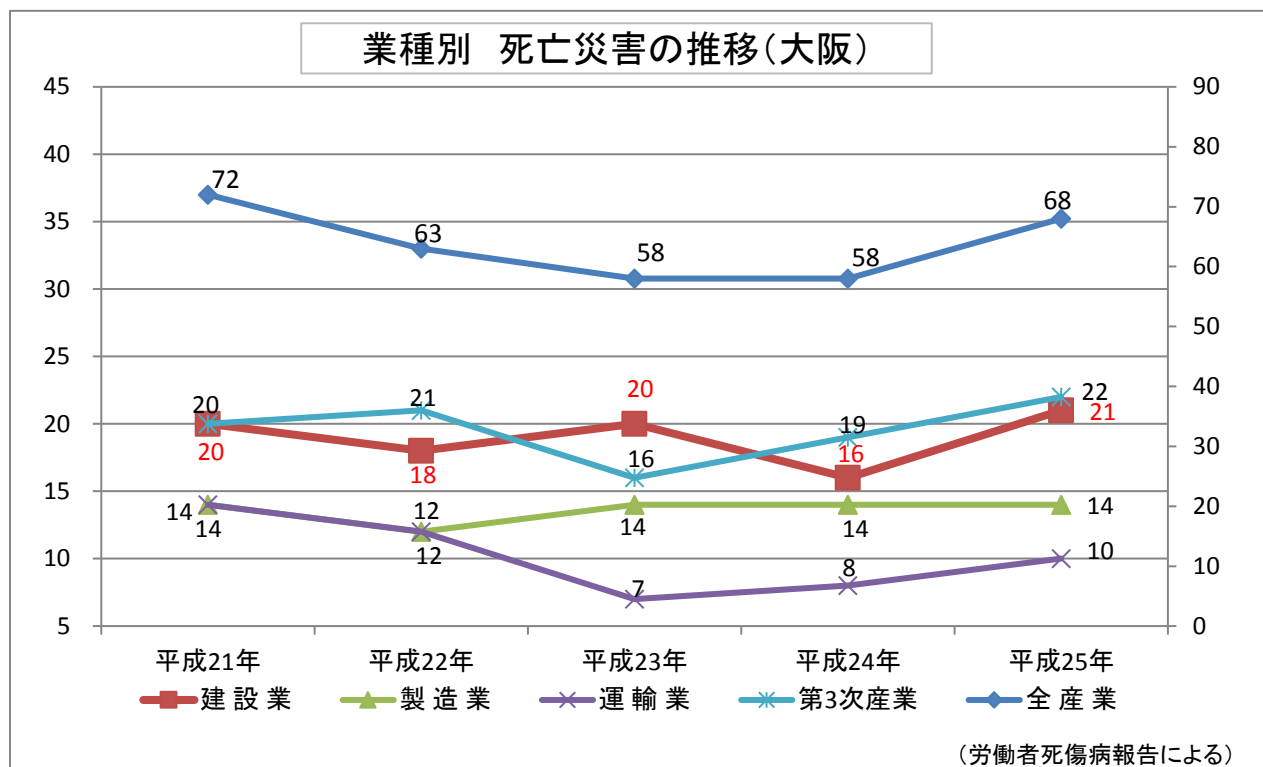
番号	発生日	業種	性別	年齢	職種	経験	事故の型	起因物	発生状況
1	2月	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業 (030201)	男	40代	現場作業員	18年	墜落・転落	その他の仮設物	ワイヤーメッシュ(2m×4m, 50枚, 重量1.7t)を移動式クレーンで吊り上げ、作業構台に載せたところ、作業構台がたわみ、構台を支えていたクランプが外れて崩壊し、構台上で玉外し作業をおこなっていた被災者が地上まで約9.5m墜落した。
2	2月	橋梁建設工事業 (030105)	男	40代	橋梁工	1年	墜落・転落	建築物構築物	鉄道高架橋補修工事において、高欄の天端上で、施工した剥落防止シートの保護フィルムの撤去作業を行っていたところ、バランスを崩し軌道内へ1.5m墜落した。
3	3月	その他の土木工事業 (030199)	男	30代	現場作業員	10年	おぼれ	トラック	土地整地工事において、ダンプの走行により汚れた道路を清掃するため、散水車を使用していた。散水車の水が無くなり補充するため、近隣の池で給水補充作業をしていた被災者が、散水車とともに池に沈んでいるのを発見された。
4	3月	建築設備工事業 (030203)	男	30代	鳶工	7年	墜落・転落	足場	商業施設の外壁塗替工事において、4階開口部横で足場の解体作業を行っていたところ、自身の重量で足場が転倒し、足場とともに開口部から2階床まで約12m墜落した。
5	4月	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業 (030201)	男	20代	土工	6年	崩壊・倒壊	地山岩石	店舗新築の基礎工事において、埋設されていた旧雨水管撤去のため、掘削床面(深さ1.5m)で人力により掘削していたところ、掘削側面の一部が崩壊し、崩壊した土砂が胸部付近に激突。腰部まで土砂に埋まった。
6	5月	その他の建設業—その他 (030309)	男	40代	塗装工	25年	有害物との接触	異常環境等	マンション新築工事において、外壁吹き付け塗装を行う際に、近隣への騒音苦情を低減させるため、ドアを閉め切った6階部屋内にエンジンコンプレッサーを2台設置して、外部足場やベランダにおいてスプレーガンを使用して作業していたが、被災者が、燃料補給のため当該部屋へ入室し、燃料補給を行っていたところ、意識を失い救急搬送されたが死亡した。
7	5月	木造家屋建築工事業 (030202)	男	20代	タイル工	1か月	墜落・転落	足場	木造3階建住宅の新築工事現場において、単管一側足場上で外壁の下地材の取付けを行っていたところ、バランスを崩し地上まで5.75m墜落した。
8	5月	その他の建築工事業 (030209)	男	40代	土工	3年	墜落・転落	開口部	鉄筋コンクリート造社屋解体工事において、散水作業に従事していた被災者が、4階部分に設けられたガラ投下用の開口部(約2m×2m)から1階床まで約10m墜落した。

大阪府内の労働災害による死亡者数の推移

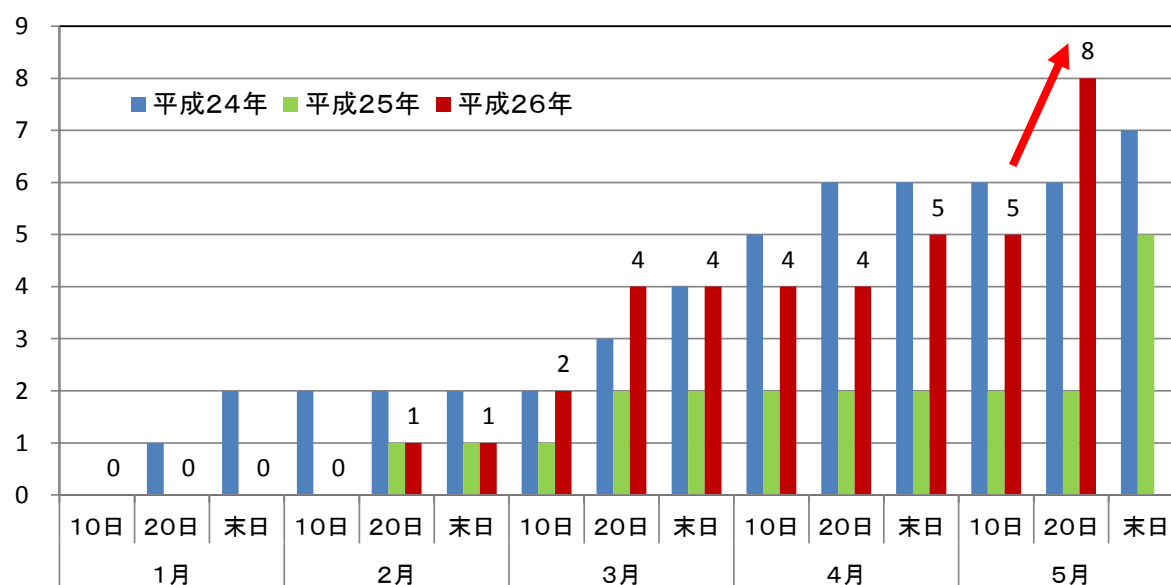
(件数)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成25年 5月20日	平成26年 5月20日
全産業	72	63	58	58	68	13	18
建設業	20	18	20	16	21	2	8
製造業	14	12	14	14	14	5	4
運輸業	14	12	7	8	10	2	3
第3次産業	20	21	16	19	22	4	3

注1：運輸業は交通運輸業、陸上貨物運送業の合計

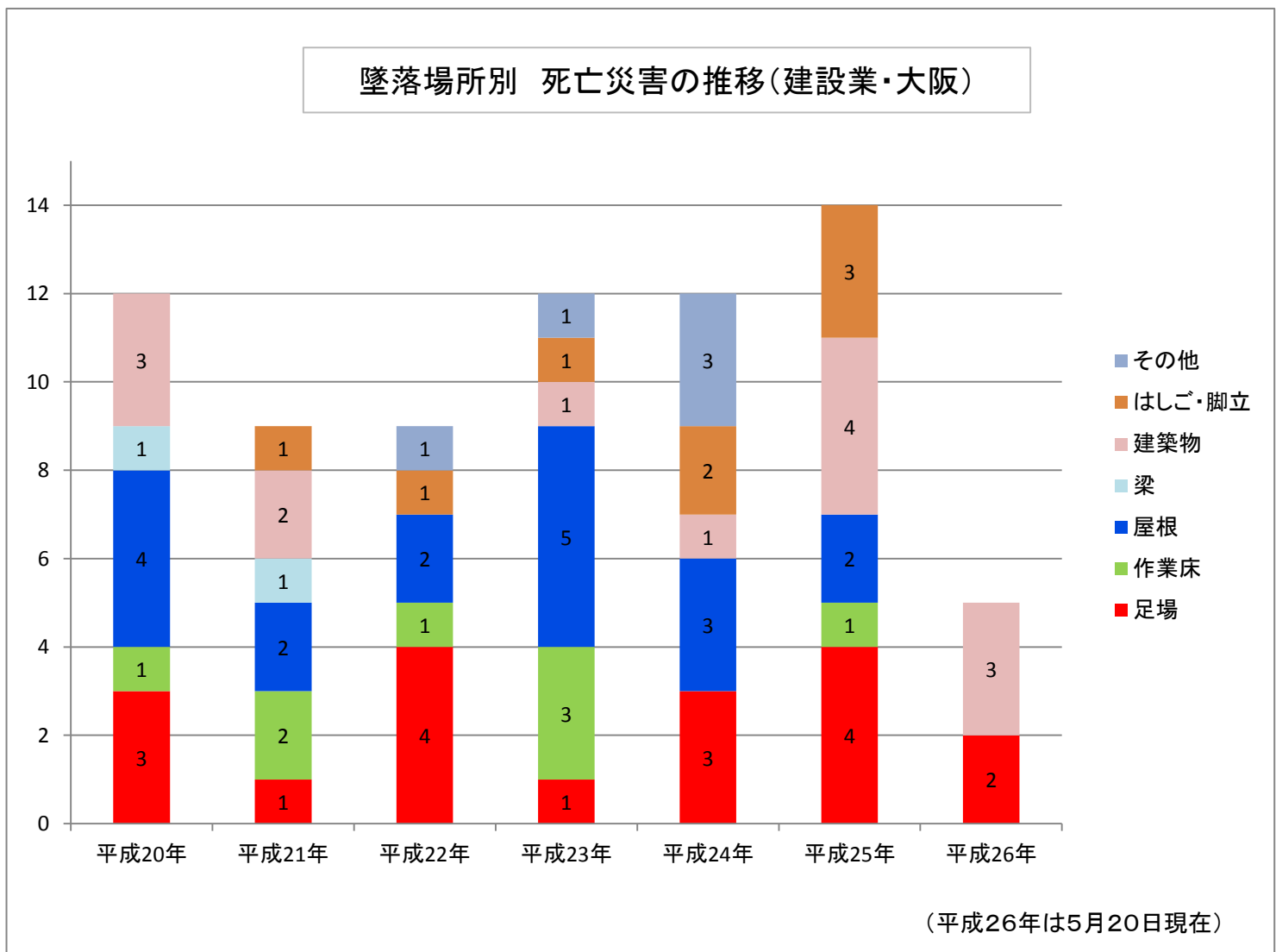
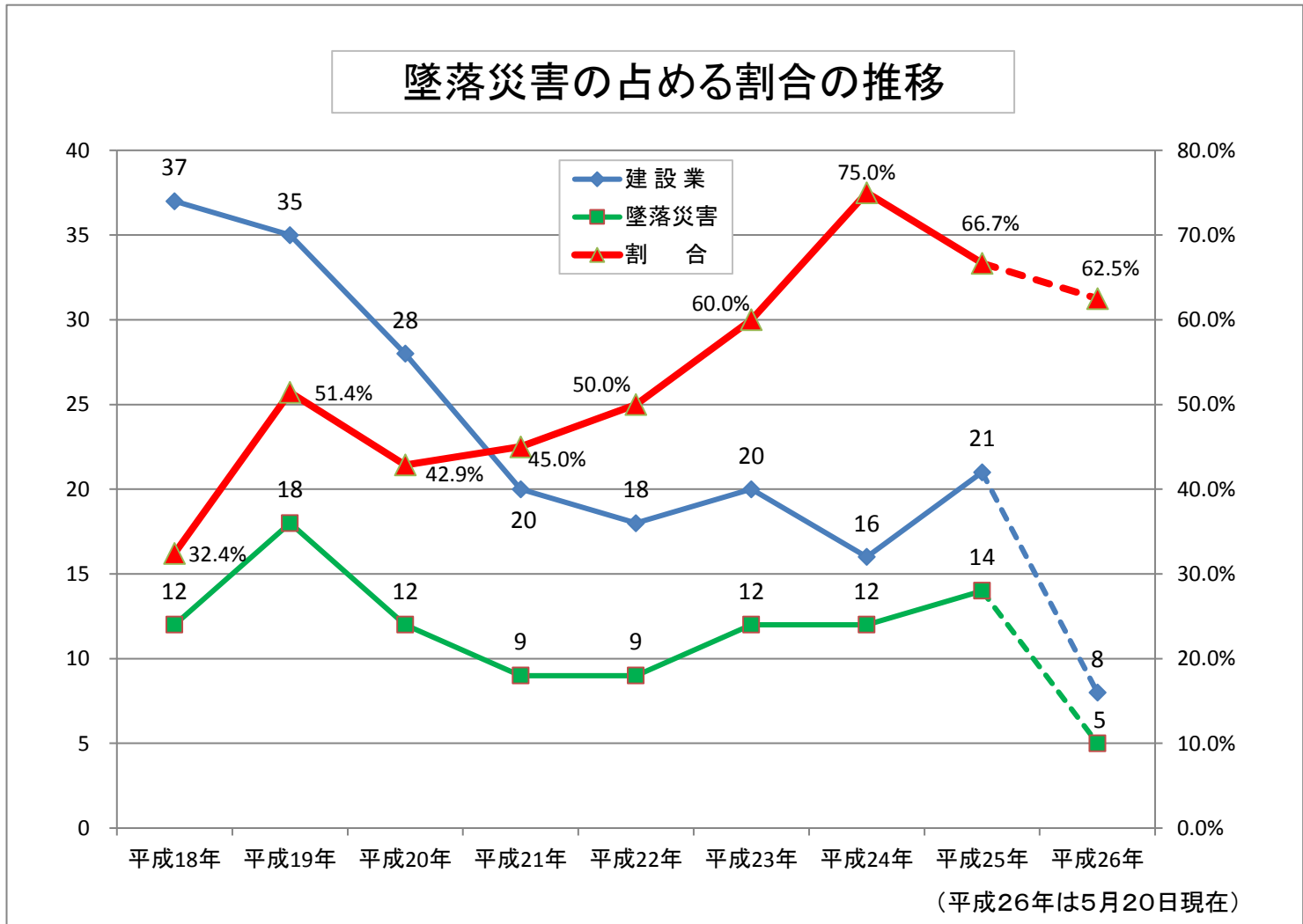


建設業における死亡災害件数の推移(10日ごとの比較)

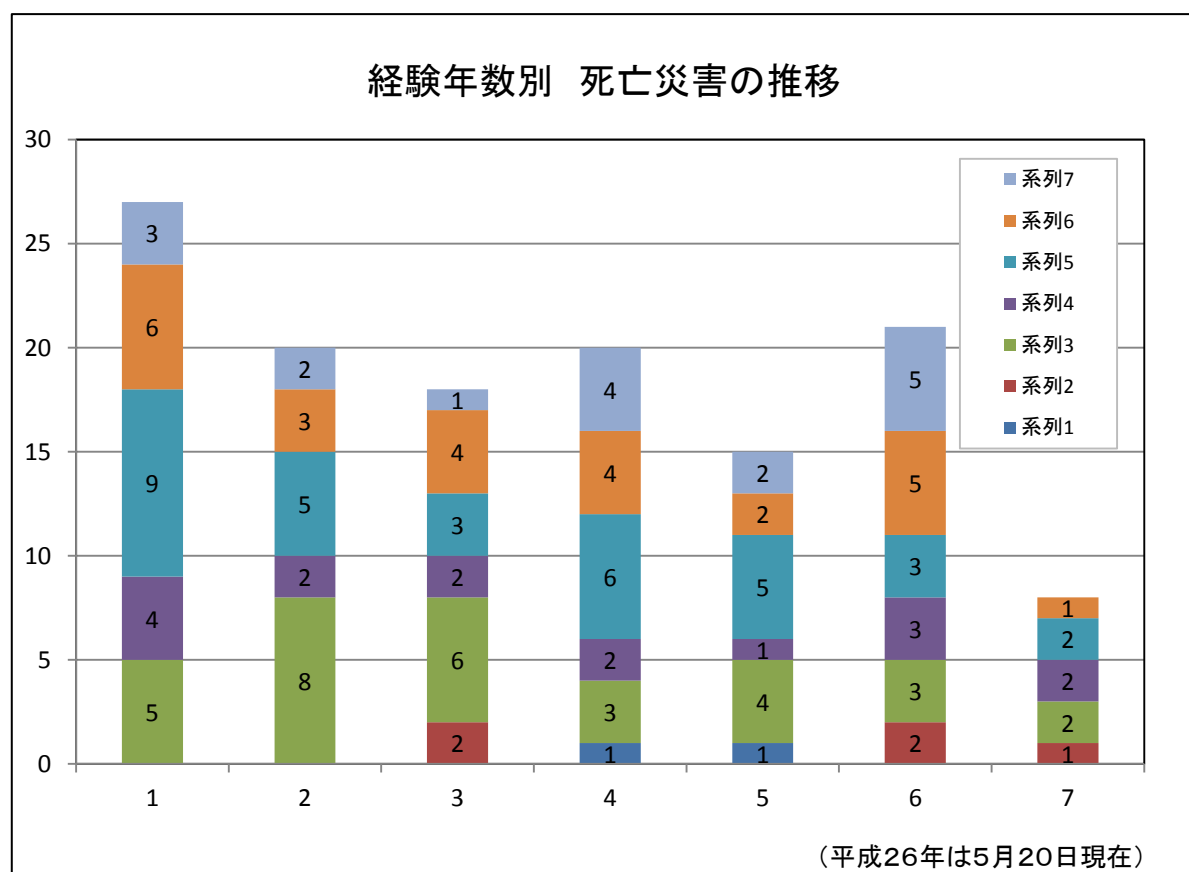
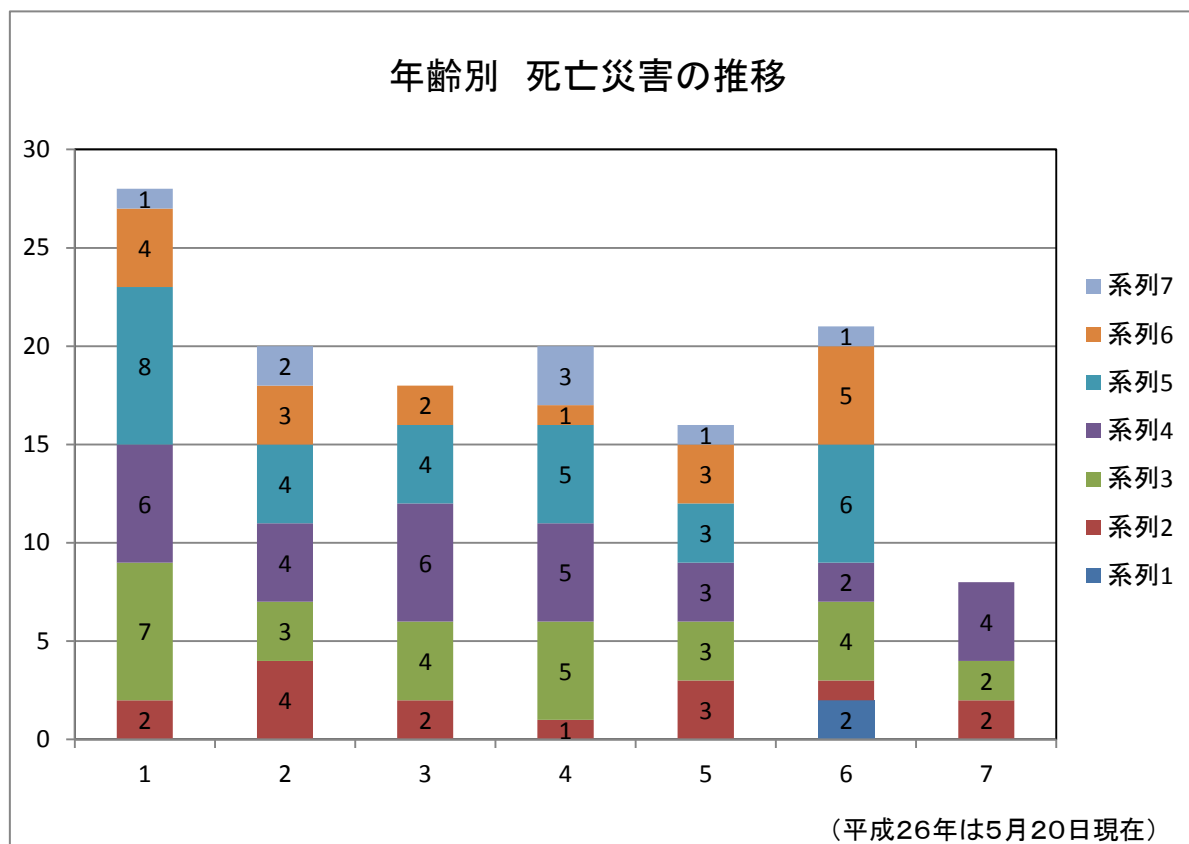


(平成26年5月20日現在)

大阪府内の建設業における墜落・転落災害による死亡者数



大阪府内の建設業における死亡者数の推移（年齢別・経験年数別）

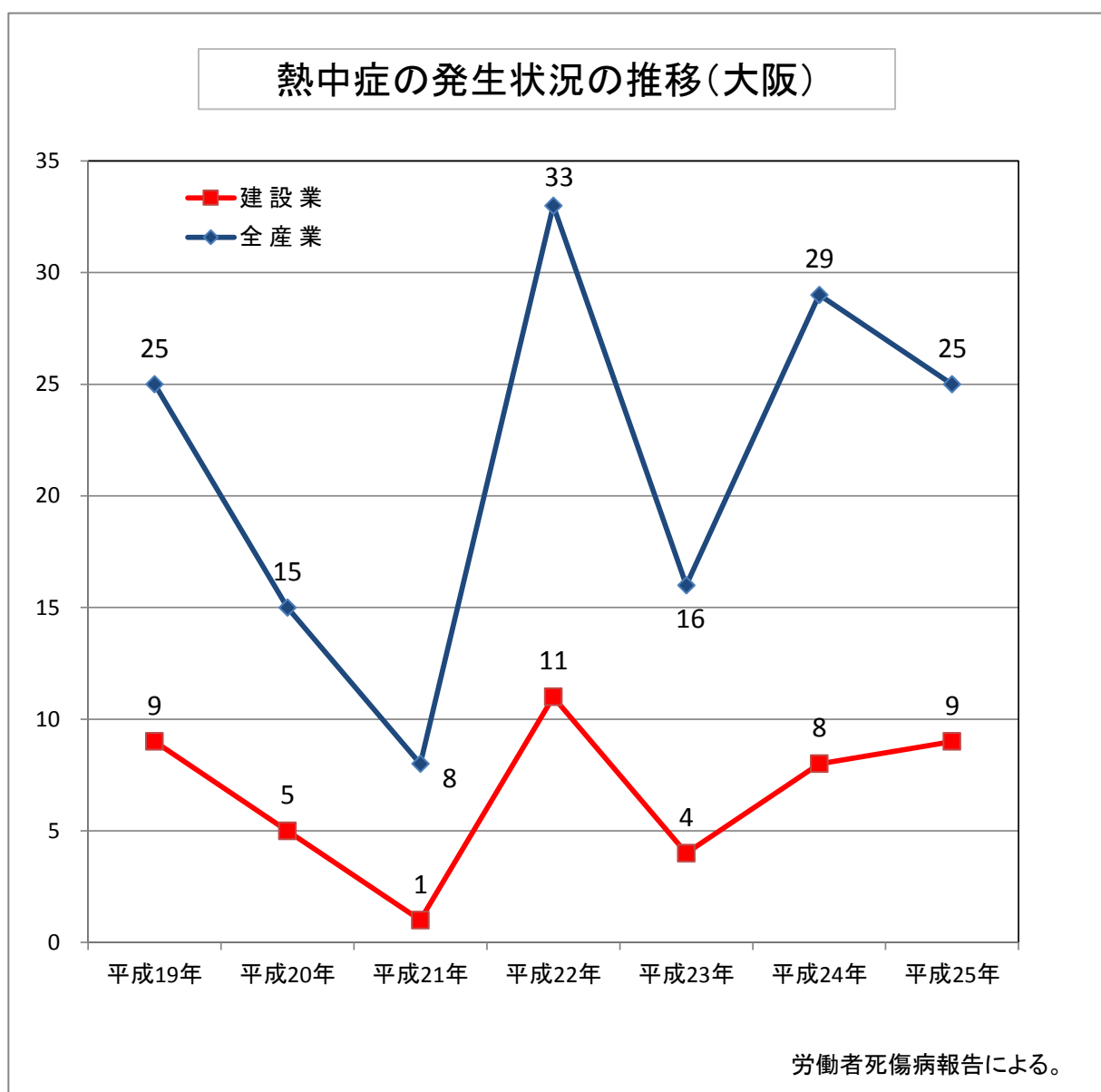


大阪府内の熱中症による死傷者数の推移

(件数)

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
全産業	25	15	8	33	16	29	25
建設業	9	5	1	11	4	8	9

※ 労働者死傷病報告による。



～職場における熱中症を予防しよう～



熱中症を防ごう！

気温が上昇する夏季は、屋外作業はもとより屋内作業においても、熱中症が多発しています。昨年大阪府内において発生した熱中症による災害件数は、休業4日以上災害が25件（裏面災害事例の抜粋参照）です。そのうち屋内は6件です。

大阪労働局では、平成21年6月「職場における熱中症予防対策要綱」を策定し、職場における熱中症予防対策の推進を図っていますが、各職場においては、上記対策要綱に基づいた取り組みを強化し、熱中症の予防対策を徹底して下さい。

熱中症とは

高温多湿な環境下において、体内の水分及び塩分のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称であり、軽度では、めまい、こむらがり等の筋肉痛や硬直等、中等度では、頭痛、嘔吐、倦怠感等、重度では、意識障害、けいれん、意味不明な言動、運動障害、高体温等様々な症状が現れます。

事業主の皆様へ

- ◆ **WBGT値(暑さ指数)**の活用など、「**職場における熱中症予防対策要綱**」に基づいた取り組みを強化しましょう。
- ◆ 「**安全宣言**」の宣言内容に熱中症予防に関する事項を盛り込み、作業者の意識の高揚を図りましょう。

「職場における熱中症予防対策要綱」及び「安全宣言」の詳細は大阪労働局のホームページを参照してください。

- ◆ 「熱中症予防対策要綱」
ホーム > 安全衛生 > 労働衛生関係 > 熱中症について > 職場における熱中症予防対策要綱
- ◆ 「安全宣言」
ホーム > 安全衛生関係 > 安全関係 > ゼロ災・大阪「大阪見える化運動」 > 「安全宣言」書式

働いている皆様へ

- 作業前には健康状況をチェックしましょう。
- 直射日光を避け、こまめに**水分・塩分**をとみましょう。
- 休憩は風通しのよい**涼しい場所**でとみましょう。
- 熱への**順化期間**を設けて作業をしましょう。
- 睡眠を十分にとり体調管理に気をつけましょう。
- 少しでも体調不良を感じたときは、**早め**に申し出て**医療機関**で診察を受けましょう。



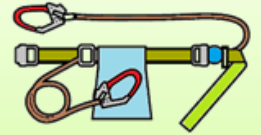
平成25年 大阪府内の事業場で発生した熱中症の事例 抜粋 (休業4日以上)

大阪労働局 労働基準部 健康課

	発生月日	発生時刻	業種	休業日数	性別	年齢	最高気温(°C)	最高WBGT(°C)	発生状況の概要
1	6月14日	16時00分頃	建設業	25日	男	67歳	35.3	28.3	住宅基礎の型枠組立て作業中、手足のしびれを感じ休憩していたが、改善しなかったため救急車で搬送されたもの。
2	7月10日	15時00分頃	建設業	6日	男	48歳	34.8	29.8	資材置き場において資材整理作業に従事していたが、手足のしびれが起こり動けなくなったため、病院で受診したもの。
3	7月13日	9時30分頃	製造業	5日	女	50歳	34.5	29.8	準備作業の後朝礼に参加し、その後めまい等を伴い動けなくなったため救急車で搬送されたもの。
4	7月23日	10時00分頃	建設業	60日	男	51歳	34.4	29.4	型枠解体作業中体調が優れないため帰宅し休んでいたが、改善されなかったため、救急車で搬送されたもの。
5	8月9日	14時00分頃	建設業	4日	男	19歳	36.0	31.7	建築現場において屋根の塗装作業中、頭痛があり気分が悪くなったもの。
6	8月12日	13時00分頃	通信業	4日	女	57歳	38.2	31.0	郵便物の配達を行っていたところ、足がだるくなり体が痛くなったので休憩していたが、症状が悪化してきたため、救急車で搬送されたもの。
7	8月12日	14時00分頃	警備業	7日	男	74歳	38.2	31.0	駐車場の警備中、意識が朦朧として座り込み、その後、倒れ込んだため病院に搬送されたもの。
8	8月19日	11時00分頃	建設業	39日	男	39歳	36.7	30.7	基礎工事の検査作業中、手足のけいれん等を訴え突然倒れたため、救急車で搬送されたもの。
9	8月21日	15時00分頃	運送業	4日	男	49歳	37.2	31.0	倉庫内において商品の仕分け作業中、熱中症を発症したもの。
10	9月1日	15時30分頃	警備業	7日	男	24歳	26.6	25.4	警備作業に従事していたところ、屋内で痙攣をおこし倒れているところを発見され、病院に搬送されたもの。
11	9月13日	13時00分頃	運送業	14日	男	59歳	34.2	29.6	大阪府内の取引先から岐阜県まで運送し、荷卸作業中熱中症を発症したため、救急車で搬送されたもの。

は、屋内作業

(26.4.30作成) ・改



ホワイトカラーがネクタイとスーツを着用するように・・・
戦国武将が鎧（よろい）・兜（かぶと）を身にまとうように・・・

建設現場では安全帯・ヘルメット・安全靴などは当たり前！！



いのちつなごうかつどう

「命綱GO活動」実施要綱（要旨）

平成25年に大阪府下の建設業で発生した死亡災害は21件であり、前年の16件を大きく上回りました。このうち、高所からの墜落・転落による死亡者数は14人と最も多く全体の67%を占めています。墜落・転落災害の発生比率は、平成21年以前は40%台で推移していましたが、平成22年以降50%を超え増加傾向にあります。

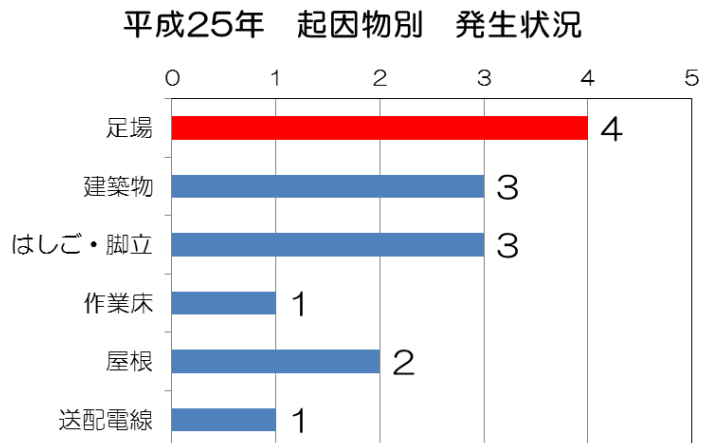
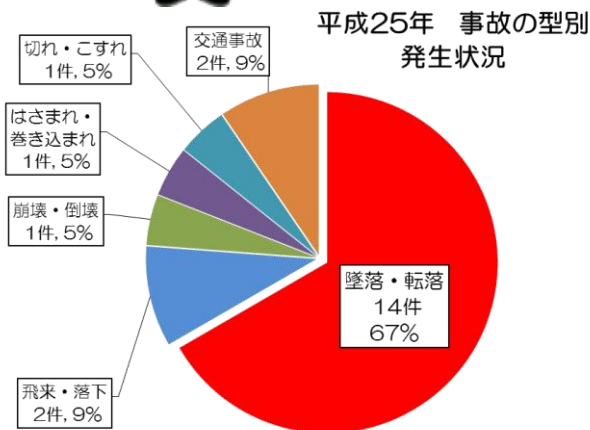
平成25年に発生した墜落・転落災害14件のうち、13件が安全帯を使用しておらず、中には、安全帯を着用していない事例も見受けられました。

また、手すり等墜落防止設備が設けられていた箇所からの墜落災害も発生しており、作業内容によっては、当該場所においても安全帯の使用が望まれます。

安全帯は「命綱（いのちづな）」とも呼ばれ、命をつなぐ用具であり、安全帯使用の重要性を認識いただくとともに、高所作業のみならず、墜落・転落のおそれのある箇所での使用を徹底するため、ゼロ災・大阪「安全見える化運動」の一環として、展開する活動です。

スローガン

「命綱 使って つなGO 大切な命」



事業者等が実施する具体的事項の詳細

(1) 安全帯の着用と唱和

ホワイトカラーが出勤するとき、ネクタイとスーツを着用するように……。また、戦国武将が命を守るため、鎧（よろい）・兜（かぶと）を身にまとい戦場に出て行きます。

建設現場に入場する労働者にも、保護具の着用が「当然のこと。」となるように、特に安全帯は、「必ず安全帯を着用する」、「必ず安全帯を使用する」ことを誓約させる等のルール作りを行いましょう。

また、朝礼やKY活動の際、安全帯の着用状況を労働者同士が確認しあい、現場所長や職長のリードのもと「いのちつながり よし!」と全員で意識啓発のため唱和しましょう。

(2) 安全帯点検活動

安全帯の規格（平成14年2月25日 厚生労働省告示第38号）に基づく構造要件を具備した安全帯を使用させることは当然ですが、作業に見合った安全帯を選定し適切に使用させることも重要です。特に、足場の組立て・解体作業や鉄骨建方作業時においては、二丁掛安全帯（二丁掛ハーネス型を含む。）を使用するようにしましょう。

ある現場で行った点検調査によりますと、4人に1人が問題のある安全帯を使用していることが認められました。

このため、安全帯の種類や特性、安全帯を正しく使用するためのポイントについて安全教育を行い、適宜、安全帯の点検を行いましょう。

安全帯の点検については、「足場の設置が困難な高所作業での墜落防止対策普及事業」（平成25年度委託事業）による『墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル』（建設業労働災害防止協会作成）を参考にしてください。

二丁掛け安全帯の使用例



- ① 事業者は、労働者が従事する作業内容に応じた安全帯を選定する。
- ② 適宜、安全帯の正しい使用方法について安全教育を実施する。
- ③ 送り出し教育を行う際、安全帯について「安全帯点検チェックリスト」を用いて点検を行わせ、廃棄基準に合致するものにあっては、使用させないようにする。
- ④ 元方事業者は、労働者の新規入場時に安全帯の点検状況を確認する。
- ⑤ 元方事業者は、安全帯点検設備を設置し、作業場所へ就かせる前に安全帯の機能等について点検させ、確認する。
- ⑥ 全国安全週間や安全大会等に併せて、安全帯に係る「危険体感教育」を行い、安全帯使用の重要性について認識させる。
また、必要に応じて安全帯メーカーの指導員に安全帯の点検を依頼する。

(3) 親綱等設置活動

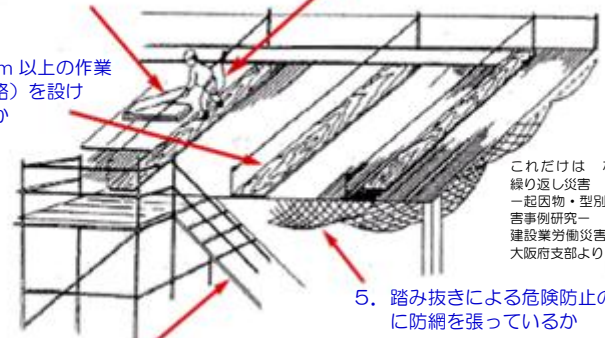
安全帯を使用するため、親綱の設置等安全帯を確実に取り付けるための適切な設備を設置しましょう。

安全帯の取付設備の性能及び使用方法については、※「手すり先行工法に関するガイドライン」の別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」で示される以下の性能及び使用方法を参考としてください。

墜落災害防止のポイント

- ① 安全帯の取付設備として使用する親綱、親綱支柱及び緊張器の性能は、ガイドライン別表3の「親綱機材の性能」による。
- ② 親綱機材はガイドライン別表4の「親綱機材の使用法」及び製造者の定める使用方法により使用する。
- ③ 単管抱き足場や単管ブラケット足場にあっては、各層に水平親綱を設置する。
- ④ 垂直タラップやはしご等の昇降設備には、安全ブロック等を設置する。

1. 屋根へ材料を置く場合、足場板等を敷きつめ材料置場の措置をしているか
2. 幅30cm以上の作業床（通路）を設けているか
3. 屋根への昇降設備はあるか
4. 屋根面で作業する場合、安全帯を使用しているか
5. 踏み抜きによる危険防止のために防網を張っているか
6. やむを得ず屋根端部で材料を上げおろす場合、安全帯を使用しているか



これだけは、なくそう繰り返す災害。起因物・型別による災害事例研究。建設業労働災害防止協会 大阪府支部より

(4) 危険体感教育の実施

安全帯そのものの安全性を認識させるため、現場で実施する安全大会等にあわせて、労働者に危険を体感させる以下のようなビジュアル教育（安全の見える化）を行いましょ。

- ① 不具合な安全帯を使用して「安全帯落下試験」を行う。
- ② 親綱の張り具合を確認するため、適当なスパンの長さごとに落下試験を行う。
また、はしごに安全ブロックを取付け、落下試験を行う。



(5) 各種作業手順の見直し

足場の組立て・解体等の作業、鉄骨組立て作業等あらゆる高所作業において安全帯を使用させるため、作業手順の見直しを行い、関係労働者に周知することが重要です、以下に留意して実施しましょ。



① 事業者が実施すべき事項

ア その日の作業を開始する前に行う安衛則第567条の点検に加えて、親綱の設置状況について点検を行い、異常を認めたときは直ちに補修する。

イ 親綱の設置や安全帯の使用について、ガイドライン別表4の「親綱機材の使用法」により見直しを行った作業手順を作成し、関係労働者に周知する。

特に、手すりや墜落防止設備が設けられている箇所においても、作業の性質上必要と認められるときは、安全帯を使用させる作業手順を確立する。

② 元方事業者が実施すべき事項

ア 毎作業日に少なくとも1回、作業場所を巡視し、作業者の安全帯の使用状況を監視する。

イ 安全衛生責任者、足場組立て等作業主任者、職長等に対し、配下の作業員の安全帯の使用状況を監視するよう指示する。

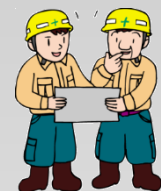
ウ 親綱の設置や安全帯の使用について見直しを行った作業手順を作成し、関係労働者に周知する。

特に、手すりや墜落防止設備が設けられている箇所においても、作業の性質上必要と認められるときは、安全帯を使用させる作業手順を確立する。

③ 安全衛生責任者、足場組立て等作業主任者、職長等が実施すべき事項

ア 配下の労働者について、安全帯の使用状況を監視し、未使用である場合については、直ちに作業を中止させ、元方事業者に連絡する。

イ 親綱の設置や安全帯の使用について見直しを行った作業手順を関係労働者に周知する。特に、手すりや墜落防止設備が設けられている箇所においても、必要と認められるときは、安全帯を使用させる。



※ 「手すり先行工法に関するガイドライン」及び「手すり先行工法による足場設置基準」については、安全衛生情報センターで検索できます。

「手すり先行工法に関するガイドライン」:

http://www.jaish.gr.jp/anzen_pgm/HOU_DET2.aspx

「手すり先行工法による足場設置基準」:

<http://www.jaish.gr.jp/horei/hor1-44/hor1-44-7-1-3.html>

安全帯の廃棄基準の一例

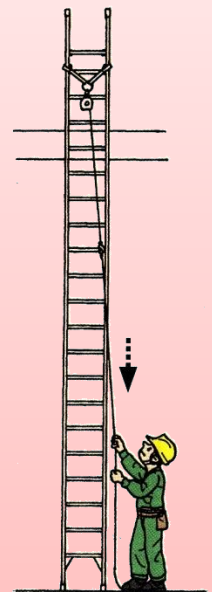
ベルト	<p>●両耳 ●幅の中</p> <p>3mm (ベルト) 以上の摩耗・切り傷等があるもの。</p>	<p>変形 変形し、締め具合の悪いもの。</p>	<p>摩耗・傷 1mm 以上の摩耗・傷等があるもの。リベットの磨耗が1/7 以上摩滅したものの。</p>	
	<p>新品</p> <p>三つ打ちローブ ストランド 八つ打ちローブ ストランド ストラップ</p>	<p>環類</p> <p>変形 目視で変形が確認できるもの。</p>	<p>変形 目視で変形が確認できるもの。</p>	<p>摩耗・傷 1mm 以上の摩耗・傷等があるもの。</p>
ローブ/ストラップ	<p>切り傷 1mm 以上の摩耗、切り傷があるもの。</p> <p>1 リード内で 7 ヤーン以上切れているもの。</p>	<p>摩耗 芯が見えているもの。</p> <p>外層ヤーンおよび 7 ヤーン以上摩耗しているもの。</p>	<p>変形 外れ止め装置の開閉作動の悪いもの。</p>	<p>摩耗・傷 カギ部の内部に傷のあるもの又は外周に深さ 1mm 以上の摩耗・傷等があるもの。リベットの磨耗が1/2 以上摩滅したものの。</p>
	<p>キンク・形崩れ 全体に波打っているもの。キンクしているもの。また 7 ヤーン以上形崩れのあるもの。</p>	<p>薬品・塗料 塗料が付着して硬化しているもの。また薬品が付着して変色しているもの。</p>	<p>変形 目視で変形が確認できるもの。</p>	<p>摩耗・傷 1mm 以上の摩耗・傷等があるもの。リベットの磨耗が1/7 以上摩滅したものの。</p>
	<p>焼損・溶解 損傷・溶解により芯が見えているもの。7 ヤーン以上溶融があるもの。</p>	<p>縫糸の切断 縫糸が 1 箇所でも切断しているもの。</p> <p>さつま織みの抜け さつま織みが 1 箇所でも抜けているもの。</p>	<p>伸縮調節器</p> <p>変形 目視で変形が確認できるもの。</p>	<p>損傷 ベルト通し環が破損しているもの。</p>
	<p>巻取り器</p> <p>機能不良 ストラップの巻き込み、引出しができないもの。</p>	<p>巻取り器</p> <p>機能不良 ストラップの巻き込み、引出しができないもの。</p>	<p>巻取り器</p> <p>機能不良 ストラップの巻き込み、引出しができないもの。</p>	<p>巻取り器</p> <p>機能不良 ストラップの巻き込み、引出しができないもの。</p>

作業ごとの墜落防止対策

1 はしごからの墜落防止対策

はしごは、昇降するための用具であり、これに登っての作業は行わせないようにしましょう。はしご昇降時の墜落防止対策について、以下の安全対策を行いましょう。

- (1) はしごを立てかける前に、上部の棧に安全ブロックを取付け、安全帯を使用できるようにすること。
- (2) はしごの上部は建築物等に固定し、下部は補助者が支えること。
- (3) 安定した水平・堅土な場所に設置すること。
- (4) 材料に著しい損傷、腐食等が認められるはしごは使用しない。
- (5) 継いで使用しないこと。やむを得ず継いで使用する場合は次によること。
 - ① 全体の長さは 9m 以下とすること。
 - ② 継手が重ねせ継手の場合は、接続部において 1.5m 以上を重ね合わせ、2 か所以上で固定すること。
 - ③ 継手が突合せ継手の場合は、1.5m 以上の添木を用いて 4 か所以上で固定すること。
- (6) はしごの立てかけ角度は 75 度以下とすること。
- (7) はしごの先端は屋根の軒先等より 60 cm 以上突き出すこと。



2 屋根からの墜落防止対策

屋根、建物の解体、改修工事やソーラーパネルの設置作業等の工事は、短期間で終了し、足場の設置を行わない事業場が見受けられます。そこで、屋根からの墜落防止対策として、以下の安全対策を行いましょう。

- (1) 親綱と安全帯の組合せ工法
付近の電柱等から親綱を張り、安全帯に取り付ける。
- (2) 水平親綱と安全ブロックの組合せ工法
棟に支柱を設置し水平親綱を張る。これに安全ブロックを接続し、安全帯のフックを取付ける。
- (3) 親綱と安全ブロックの組合せ工法
フック金具（軒先に引っ張る金具）と引き留めベルトを使用し、親綱を屋根上に T 字状に設置する。親綱及び引き留めベルト部分に安全ブロックを接続し、安全帯のフックを取り付ける。
- (4) 地上からの親綱設置先行工法
地上にアンカーを打ち（水を利用したウエイトバケットでも可）、これに親綱を屋根を介して家屋の反対側に同様の方法で固定する。屋根の広さに応じて、当該方法で数箇所設置する。これに安全ブロックを接続し、安全帯のフックを取付ける。